

第1回生駒市公文書適正化検討委員会 会議録

日時 平成20年10月14日(火) 午後2時～午後4時20分

場所 生駒市役所 403・404会議室

出席者

(委員) 阪口徳雄 弁護士、塚田朋子 弁護士、松山治幸 公認会計士
中田好昭 企画財政部長、松本安嘉 建設部長、古川文男水道局長
(説明のために出席) 堀内契約検査課長、大西財政課長
(事務局) 高田総務課長、堀本総務課課長補佐、西川文書法制係長

会議概要

1 開会

2 委嘱状・辞令書の交付

3 市長挨拶

4 委員長の選出

委員の互選により松山委員が委員長に選出され、以降の議事を進行した。

5 会議の運営について

- (1) 会議の録音については、会議内容を録音するものとし、議事録作成後、速やかに消去することです承。
- (2) 会議録については、会議の経緯経過が分かるような要旨議事録とすることです承。
- (3) 会議の公開については、原則公開となっているが、「かなり微妙な問題も多くあるし、本音の話も聞きたいので、会議は非公開とし、会議終了後、委員長などがコメントすればどうか。」という意見があり、非公開とすることに決定した。
- (4) 事務局から、公文書適正化検討委員会の設置要綱について説明があった。

6 経緯と取り組みについて

事務局から公文書適正化への経緯と取り組みについて、次のとおり説明があった。

- (1) 9月議会の一般質問において、新病院の建設における県との事前協議のための基本設計の随意契約についての質問で、「日付部分について公文書の不適正な遡及があった。」と指摘があった。
- (2) 翌9月11日、市長名で所属長宛に、「適正な文書処理等の徹底について」通知した。

- (3) 9月議会の企画総務委員会において、病院建設課に対し、遡及した理由と日付の確認が行われた。
- (4) 9月本会議において、「新病院設置に係る随意契約を調査する特別委員会の設置について」いわゆる100条委員会の設置が議員提案により、可決された。現在、会議は開催されていない。
- (5) 市の取り組みの一環として、10月1日付け市長名で、建設工事について専決できる金額の引き上げの改正と金額変更や工期の延長について専決できることの通知を行なった。
- (6) 以上を踏まえ、生駒市公文書適正化検討委員会が設置された。

スケジュール案が報告され、月1回程度の会議を開催し、1月に最終提言書を取りまとめることを確認した。

【主な会議内容】

委員長 9月11日の通知により、現在どのような状況になっているのか。

事務局 議会での指摘に対し、市長も不適正であったと謝罪されたこともあり、職員に文書処理の適正な取扱いについて徹底を求めたもので、各課は日付についてはかなりシビアに適正化を進めている状況で、文書に対する職員の姿勢も変わってきたと思う。

委員長 本委員会は、公文書がより適正に、特に日付について何が課題で、何を改善しなければならないかを、地方自治法、市の規定、運用方法等と照らし合わせて検討する委員会ではあるが、いろいろな実態があり、事実関係を踏まえないといい結論が出ないと思うので、本委員会の設置のきっかけとなった病院の随意契約に絡んで発生した日付の問題について、説明を求める。

事務局 新病院の設計を設計会社に随契で発注するに当たり、不適正な日付の記載があったということですが、基本設計について、2月20日に病院建設課から施設整備課へ予定価格の積算を依頼し、2月25日に設計業務の予定価格が決まったにもかかわらず随意契約の整合性を取るために予定価格の日付を2月6日に委託契約の日付を2月8日に遡及していたため、つじつまが合わなくなったということである。

委員 なぜ、遡及したのか。

事務局 3月末までに設計業務が完成しなければならなかったことから、成果品の信頼を得るため、設計業務に係る期間を長くしたと聞いている。

委員 通常は、予定価格が決まった後に、契約があって行為がある。行為をするには期間が短かったということと、随意契約で相手が決まっているので、実際、2月6日に口頭で業務発注をしていたので、口頭で

頼んだ日まで遡ったと聞いている。

委員 2月6日に頼んでおり、後日、予定価格が出てくるから、予定価格が出てくる範囲内で随意契約を締結すれば、何の問題もなかったのではないのか。それ相応の理由があれば、2月6日に口頭で契約をして、契約事項について2月25日以降に金額の確認をするという流れが本来の流れだと思う。

事務局 地方自治法第234条第5項で、契約書を作成する場合には、契約書に記名押印しなければ、当該契約は確定しないことになっている。

委員 もともと、現実の2月26日の日付で契約書を作成しておれば、何の問題もなかったのでは。

委員 県の医療審に提出する期限が3月31日前後だったが、申請するベッド数を変更する必要が生じ、なかなかベッド数が決まらなかったため、予定価格の決定に手間取ったという経緯がある。

委員長 2月25日からでは、設計は無理か。

委員 実際、1ヶ月では無理である。

委員長 成果物はいつできたのか。

委員 まだ、できていない。追加業務など、いろいろな状況の変化で履行期日が変わってきているので、納期を10月末まで延長する変更契約を6月に契約している。

委員 仮契約をした後に、本契約をすればよかったと思う。

委員 指定管理者として、徳州会がやりやすい仕様にするには、徳州会の推薦を受けた業者と随意契約することは問題がないように思う。

委員 業者がそこしかないという随意契約理由でなく、緊急性があるためという理由にしたことが問題になっている。

委員 病院という施設はレイアウトの基準があるので、使い勝手が良いということはあるかも知れないが、業者によってごろっと変わるということはあまりないので、話の通じやすさは別として、一般競争入札でも良かったのではないかと思う。

委員長 随意契約の問題もあるが、それに関連した日付の問題について進めます。

委員 日付けについて、慣例的になっていて、こういう問題も安易になってしまったのではないのか。

委員 追加工事を発注するのと同じ発想なのか。

委員 同じです。ただ、理由が問題で、緊急といっても職員の考え方がばらばらな気がする。

委員 緊急時でも仮申込みの制度がないので、契約していないのに、取り掛かることはできないため、日付を遡っている。

委員 予約契約制度はないのか。

委員 自治法の縛りがあるので、予約契約制度はない。

7 公文書作成に係る現状と課題について

事務局から公文書の日付に関する庁内アンケートを実施した結果について、8種類に分けてそれぞれ概要説明があった。

- (1) 4月1日締結する必要のある契約
- (2) 緊急の必要により履行の請求が契約の確定（契約書の作成）に先行せざるを得ない場合
- (3) 支出負担行為（契約等）をする時点において支出負担行為（契約等）の内容が確定できない場合
- (4) 年度末に行なわれる事務事業に係る契約
- (5) 国や県の事務処理に影響される場合
- (6) 事務処理の簡略の場合
- (7) 現実に進んでいく（進めなければならない）行為に文書による事務処理が間に合わない（伴わない）場合
- (8) その他 委託業務の検査時期など

【主な会議内容】

委員長 部長から改めてみて、こういう問題があるということについてどう思うか。

委員 理由如何ではないかと思う。その理由をいかに市民に理解していただけるかが問題である。中には、工事の変更、当初の数量等が確定できないものがある。四角四面にやっていくのが法どおりであるが、工事が停止することによる市民サービスの低下と比べて、日を遡っても市民生活を最優先したい思いもある。

委員 通常は適正に事務処理をしている。

委員 工事関係については、出発と途中があり、最終につじつまを合わせるという精算という制度がなかった。これがあれば大半はクリアできると思う。

委員 10月1日から、ある一定の変更契約については、出来高で契約できるように通知されたところである。

委員長 金額未定のままの契約はできないのか。

委員 あらかじめ単価契約を結んでおいて、実際工事にかかって変更が生

じたときに変更契約を締結する場合と、標準的な発注を行い、最終で変更契約を締結するか、契約金額の3割を超える場合、契約をやり変えてしまう場合（別途契約）がある。

委員長 4月1日締結する必要のある契約の事例が多くあるが、市職員はおかしいと思っていたのか。

事務局 市職員もおかしいと思っているが、制度上の矛盾である。

会計年度独立からくるもので、国、県、他市も同様にやっていることだ。

今回、運用面で軽易な変更20%未満の変更については工期終了後に精算するという国もやっている方法を採用した。

今回の問題は別で、通常の業務は日付順を追って事務処理しているが、職員の啓発、研修はやっていかなければと考えている。

委員 地方自治法第180条に議会の委任による専決処分が規定されている。議決を要する契約に変更があった場合、専決できるという議決をもらっておくという方法もある。

他に民間的発想で法の範囲内で何らかの方法が確立されているならば、モデルケースとして実施したい。

委員 何も4月1日に本契約を締結しなければならないことはないので、4月1日から4月30日まで随意契約を締結し、5月1日から本契約を結ぶことも考えられるが、労力、時間をかけてまで、そうしなければならないのか疑問である。

委員 年度当初は手続の数が多いので、前年度単価で起工し、それに基づき年度当初に契約し、新たな単価が出たところで変更契約をするという方法がある。

委員 議会の議決による予算の裏づけがないと起工ができない。

委員 意思決定行為だけは先にできるのではないのか。

◎ 平成20年10月1日付 建築工事等における変更契約の取扱いについて(通知)、国土交通省の問答式公共工事契約の実務及びフローチャートを参照し、契約検査課堀内課長から説明があった。

- (1) 請負契約締結後の軽微な設計変更は、都度「工事打合簿」を作成の上、決裁権者の決裁を受けること
- (2) 設計変更の起工については、「工事打合簿」を添付すること
- (3) 変更契約書の締結日については上述の手続を経て、日を遡ることなく処理すること

【主な会議内容】

委員 20%から30%の変更契約はどうなるのか。

委員 その都度、変更契約を結ぶ。30%以上は別契約になる。

委員 日付については、同じことになるのではないのか。

委員 国に確認すると20%以上は大きな変更になるので、変更部分の工事を止めて行なうことになるから日付の問題は生じない。このようなケースは実際そんなに無い。

◎ 生駒市事務専決規程の改正及び運用の通知について

事務局 200万円までの変更については、元の専決権者ではなく、変更額に基づく専決が可能になった。

委員 事務の簡素化に関する問題で、日付の解決策にはならない。

◎ まとめ

委員長 何が問題になるのか、形式的な面をいくら変えても、時間とコストをかけてより非効率になることもあるかもしれないということを踏まえながら、次回整理をする。

委員 日付けを事実即してやった時にどういう風になるのか、どういう矛盾が生じるのかというフローチャートを作って下さい。

委員 4月1日問題については、実際はどうなっているのか。

委員 継続する業務委託の随意契約に関しては、契約をする前に業者に依頼して、期間が空かないようにしている。

前年度契約者と4月以降、1ヶ月間の随意契約をし、その間に入札を行い5月以降は新規に契約をする。契約条項の中で、入札により業者が変わった場合に備え、引継ぎ期間を設ける場合もある。

年度を越えた長期継続契約を締結する。終了時に同じ問題が生じることになる。

委員 この委員会ですら一定のルールが示されれば、職員もやりやすくなるのではないかと思う。

委員 「起工何は新年度でなければできない。」という既成概念にとらわれているが、予算の裏づけとの関係も含め、前年度に可能かどうか調べて下さい。

委員 緊急時はあらかじめ概算契約をし、出来高で価格を決定するものとし、価格の決定基準は生駒市の基準によるという概算契約を締結するのはどうか。

委員長 内部の決裁、検討資料等は現実の日付を記入し、対外的な契約は理

由を明記した上で、4月1日にすることはできないのか。

委員 予算を担保した停止条件付契約についてはどうか。

委員長 いろいろな意見が出たので、事務局に検証してもらうとともに、次回は現状と課題に対する意見交換ですが、もう少し現状と課題を明らかにした方が市民にも議会にも分かりやすいので、日付の順を追った例をフローチャートで示してください。

7 その他

日程の調整が行なわれ、第2回検討委員会は、11月11日午後3時から第3回検討委員会は、12月18日午後3時からに決まった。